第 58 回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日時 平成 27 年 7 月 16 日 (木) 10:00~12:00
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 廣松 毅
 - (委員) 北村 行伸、西郷 浩
 - (専門委員) 岩下真理、渡辺努
 - (審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室:上田室長ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室:伊藤室長、清水政策企画調査官 総務省政策統括官付統計審査官室:澤村統計審査官、内山国際統 計企画官ほか

- 4 議題 小売物価統計調査の変更について
- 5 議事録

○廣松部会長 皆さんおそろいのようですので、ただ今から第58回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

今回も引き続き、小売物価統計調査の変更についての審議を行います。

前回の部会では、変更事項のうち、動向編の調査品目の見直し、動向編の調査計画における調査品目の名称の整理、及び構造編の調査品目の表記方法の変更について審議を行いました。

このうち、動向編の調査品目の見直しについては、変更内容は適当であると判断をいた しましたが、本日の部会で、平成26年7月に軽微変更として処理された追加品目のリスト を提出していただくことにしております。

また、動向編の調査計画における調査品目の名称整理、及び構造編の調査品目の表記方法の変更については、いずれも前回に引き続き、本日の部会で審議を行うこととしております。

なお、本日の部会は、12時までを予定しておりますが、多少時間をオーバーする場合も ありますので、御予定がおありの方は、退席していただいても結構です。

それでは、本日の配布資料及び今後の審議スケジュール等について、事務局から説明を お願いいたします。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 初めに本日の配布資料といた しまして、議事次第にありますとおり、資料1として、第1回目の部会を踏まえての宿題 対応、資料2として、廃止品目の修正について、資料3として、先月開催されました、第 88回統計委員会の議事概要の抜粋を付けております。

また、資料4として、資料3に関連して、委員長及び委員の関心事項に関する調査実施者の取組状況という資料をつけております。

資料5として、審査メモ、資料6として、小売物価統計調査の変更に関する審査メモで 示された確認事項等に対する回答、これも前回お配りしているものですが、再度お配りし ております。

また、参考資料として、前回部会の議事概要をお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

過不足はありませんでしょうか。

それでは、審議に入ります。

まず前回の部会において、追加資料の提出及び説明が求められた事項についてです。

最初に動向編における調査品目の見直しの関係で、平成26年7月に軽微変更として処理 された追加品目のリストの提出をお願いしておりましたので、調査実施者から簡単に説明 をお願いいたします。

○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 資料1を御覧ください。

前回の部会で要望のありました軽微変更により追加した品目、31品目を資料として提出しております。

1点だけ補足ですが、冒頭に「しらぬひ」とありますが、これはかんきつ類の一種で、 いわゆるデコポンと言われるものです。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

この資料に関しては、既に御説明いたしましたとおり、平成26年7月に、私と事務局、調査実施者とで相談をした上で、軽微事項として統計委員会に報告したものです。今回、念のため、既に平成26年7月にこういう形の追加がなされたということを確認する意味で、資料を提出していただきました。

何か御質問、御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これに関しては、資料を説明いただいたということにさせていただきます。 なお、ここで、動向編の調査品目の廃止について、対象品目に訂正があるということで すので、調査実施者からその説明をお願いいたします。

〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、お手元の資料2を御覧ください。

廃止品目に関しまして、記載のチェックが甘く、リストから漏れていた品目がありましたので、御報告いたします。

網かけしてあります「乳酸菌飲料」につきましては、万分比で1未満となっております

ので、廃止をするということで、これにつきましても、お認めいただきたいということで す。

私からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

調査実施者からの説明に加えて、事務局から追加説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 今、調査実施者の方から御説明がありましたけれども、廃止品目について再精査した結果として、1品目を追加するということです。五月雨の御提示になったことを事務局からもおわび申し上げます。申し訳ありません。

改めて御確認いただくことになりますけれども、前回の部会でも御説明した「諮問の概要」という資料は、諮問時に統計委員会でも示しておりまして、その中で、32品目を廃止と掲載をしているところです。ですから、形式ではありますが、これが33品目になるということですので、統計委員会にも何らかの御報告が必要だと、事務局としては考えているところです。

なお、加えて、形式的なことですが、1点、この場をお借りして補足いたしますと、本日お配りをしている資料6、統計局からの回答なのですが、前回お配りしたものということで、その2ページ目にも、今、御説明のあった資料2と同じ項目の記載がなされております。ただ、資料6につきましては、あくまで前回7月2日の部会の配布資料の再配布になりますので、今、御説明のあった、乳酸菌飲料につきましては、反映をされておりません。要するに、本日あった資料2によって、資料6の2ページ目は上書きされると御理解をいただければと思います。

事務局から補足でした。ありがとうございます。

○廣松部会長 今、調査実施者及び事務局から説明がありましたとおり、廃止品目が1品 目漏れていたということなのですが、これは選定基準の再精査に伴う、いわば機械的な基 準の当てはめの結果ということですので、この場で御了解いただければと思います。

また、統計委員会で諮問した時点の資料では、廃止品目は32品目とされていたのですが、 これが33品目になります。その点については、次回委員会での部会報告の中で、私から触 れたいと思いますので、あわせて御了解いただければと思います。

この点に関しまして、何か御質問、御意見はありますでしょうか。

最近、乳酸菌飲料は大変はやっているようですが、選定基準の機械的な適用ということですので、乳酸菌飲料に関しても、廃止品目に加えるということにさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、動向編の調査計画における調査品目の名称整理について、改め て審議を行いたいと思います。

前回の部会で、委員から、家計調査との関係については、別途、資料を作って公表すれば、対応できるのではないかといった御意見や、調査品目を変更する際に、代替性を検証

しないまま変更されることへの懸念などについて、御意見がありました。

これらの意見を踏まえた調査実施者の検討結果及び動向編の基準の再整理について、資料を提出していただいておりますので、その説明を調査実施者からお願いいたします。 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、資料1の2ページ目から順に御説明させていただきます。

まず部会の要請といたしまして、動向編の品目一覧に集計事項一覧を追加したものを、 資料1の後ろの方に、別添1として掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければ と存じます。

それから、前回の意見を踏まえまして、我々でも再度検討をさせていただきました。もともと前回は、家計調査に準じて整理をしたいという御提案をさせていただきましたけれども、部会審議における指摘も踏まえまして、家計調査の設定品目に準じたものを上位品目として設けるとともに、現行の調査計画に掲載している品目が、この上位品目よりも詳細な場合、例えば「その他の根菜」とか、そういったもので、見えなくなるといった場合には、その中身を調査品目として引き続き計画に掲載することにしたいと思います。

これによって、調査計画にも従来どおりのレベルでの品目が掲載されますので、調査の変更の際には、当然変更手続が生じるということで、常に変更手続をとって、事前に変更内容を明らかにすることとしたいと存じます。

その上で、調査品目の選定につきましては、我々も客観的に行っておりますので、今回 この場で基準をお示しさせていただいて、それについても、御意見を頂戴できればと存じ ます。

その基準が、3ページ目にある別紙です。上位品目と調査品目について記載しております。

まず上位品目の選定基準につきましては、家計消費を網羅するため、家計調査の設定品目に準じて、設定いたします。各上位品目については、少なくとも当該品目に含まれる財またはサービスの中における代表性を判断して、調査品目として必ず選択するといったことをしたいと思います。

ただ、何も得られないといった場合は、上位品目をどこかに統合するといったことも考えたいと思います。

2番目の下位に当たる調査品目の選定基準です。調査品目の選定につきましては、従来 ベースのレベルで選択をしていきますので、従来、運用してきたものを簡潔に記載させて いただいております。

調査品目の選定につきましては、以下のi~iiiに掲げる基準によって、判断することとしたいと存じます。i~iiiの全ての基準を満たすものとして選択をいたします。

ただ、いずれかの基準を満たさない品目であっても、当該品目を調査しないことによって、中分類の代表性を損なうと判断された品目については、調査品目に含めることとしたいと存じます。

iの基準ですけれども、家計消費支出上、重要度が高い品目ということで、下の欄に記載がありますとおり、直近の家計調査の家計簿の記載内容を分析して、特別集計を行った結果、家計消費支出に占める割合が、原則として1万分の1以上である場合を言います。

ただし、直近において、経済的又は社会的な特殊要因によって、当該品目の消費量が著しく変化、瞬間的に変化している場合などは、1万分の1以上または未満であっても、その要因を考慮した上で、本当に当てはまっているかどうかを、別途、判断することにしたいと存じます。

ii の中分類の精度の向上及び代表性の確保に資する品目であることの説明ですけれども、 家計消費支出上、重要度が高い品目を追加する場合は、情報量がより充実するため、基本 的には精度向上に資する、基本的には精度が上がると判断をします。

一方で、中分類のうち、①~③に該当するものについては、今度は外していく場合の考え方になりますが、iiに該当しないものとして、①当該中分類において、より代表性の高い品目がほかに存在して、それとの入替えを行う場合、②当該中分類において、同一とみなせる同じ値動きの品目がある場合、③当該品目を廃止後も、当該中分類の指数の動きの傾向が変わらない場合には、iiに該当しないという整理をして、対象品目から外していくことにしたいと存じます。

4ページのiiiは、調査ができるか、価格が的確に把握できるかという基準です。「円滑な価格取集が可能」とは、当該品目を取り扱っている店舗が全国的に存在しており、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能な状態を言います。

価格変化を的確に把握できるとは、前段の状態に加え、当該品目について、全国的に同 品質のものの価格変化を把握できることを言います。

この該当性については、小売物価統計調査で、実際に調査を行い判断しますが、追加の場合、状態が分からない場合もありますので、分からない場合にあっては、以下の①又は②の方法で確認をします。

①は、我々総務省統計局で、業界統計の情報収集や関係団体へのヒアリング等を実施することによって、当該品目が全国的に普及しており、実査において調査可能であるかを判断するということです。

②として、我々では確認できない場合は、地方公共団体にお願いいたしまして、調査員等が当該品目の調査可能性について、実地に確認します。我々は「出回り調査」と呼んでいますけれども、これを行って、その結果を踏まえて、実際に調査できる状態か確認し、我々が責任を持って判断するという対応にしたいと存じます。

これが我々の用いている基準です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

ただ今調査実施者から説明がありましたとおり、前回の部会における御指摘等も踏まえて、調査品目の名称を家計調査の調査品目に準じて整理するという当初の変更案から、家計調査の調査品目に準じたものを上位品目として設けるとともに、現行の調査計画で示さ

れている品目名が上位品目よりも詳細な場合には、その内容について、調査計画上も残す という変更案が示されたと理解いたしました。

これによって、調査品目の可視性が維持されること、家計調査の調査品目と小売物価統計調査の調査品目の関係が明確になり、小売物価統計調査における家計消費の網羅性を示すことができるものと考えます。

また、従来と同様、調査品目の改廃を行う際に、統計法に基づく変更申請が行われることになりますので、事前チェックも引き続き行われるものと理解をいたしました。したがいまして、修正案としては、前回部会における指摘された点を反映した整理がなされたものと考えます。

さらにこれに加えて、動向編に関する品目の選定基準に関しても、再整理をしていただき、明確な形で、別紙の3ページから4ページにかけて示していただきました。

今の説明に関しまして、御質問、御意見があれば、御発言いただきたいと思いますが、 いかがでしょうか。どうぞ。

- ○渡辺専門委員 少し分かりにくかったので、具体的に説明していただきたいのですが、 別添1が今のことにかかわる具体例だと思うのですが、前回話が出た「その他のパン」、 ここの部分に即して、前回の話と今日の話の違いをもう一回説明いただけますか。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 前回は、品目名として、「その他のパン」というものを、唯一掲載するという御提案をさせていただきました。ただ、それでは調査する品目が見えなくなるといった議論もあったかと存じますので、我々としても、「その他のパン」を掲載して、「その他のパン」のうち、現行は「あんパン」と

「カレーパン」を調査しています。ですから、「その他のパン」の下位項目として、「あんパン」と「カレーパン」を調査するということがはっきり分かるように、具体的には3つ記載するということです。「その他のパン」を記載して、その下に、この中では「あんパン」と「カレーパン」を調査しますということが分かるように、品目を記載するという意味です。

- ○渡辺専門委員 そうすると、調査品目は「あんパン」と「カレーパン」という今のままで、それに加えて、上位品目として、「その他のパン」が加わるという理解ですね。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 記載はそうなるということです。
- ○渡辺専門委員 「その他のパン」という上位品目が登場したことが、変更だということですか。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そういうことです。
- ○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- ○西郷委員 前回、小売物価統計調査の品目の整理には、家計調査とはまた違う視点が必要なのではないかといったことから、こういうふうに整理していただいて、基本的には家計調査の上位品目に合わせるけれども、品質の調整等が難しいものに関しては、小売物価統計調査に合わせて、今、御説明いただいたような対応をするということで、少なくとも

私が質問したことに関しては、適切に御対応いただいたものと解釈いたします。

文言の問題なのですけれども、別紙と書いてある資料1の3ページの下から2行目のii の②のところで「当該中分類において、同一とみなせる同じ値動き」とありますが、意味がよく分かりません。どういう想定をされているのでしょうか。

- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 非常に分かりやすい例で言うと、これは銘柄の問題になってしまうのですけれども、現在、学校給食を調査しています。我々は、低学年と高学年の両方に調査をかけているのですけれども、これは全く値動きが同じなので、小学校にまとめる。そういったイメージを持っていただければと存じます。
- ○西郷委員 例えば「同一とみなせる同じ値動き」は「同じ値動き」ではだめなのかと思いました。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 本当は「同一」の方がいいので しょうが、それだけとは限りませんので、同一とみなせるもの、完全に同じではないけれ ども、ほぼ連動しているようなものです。
- ○西郷委員 表現の問題だと思います。
- ○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 今、西郷委員がおっしゃったのは「同一とみなせる」と「同じ」が連続しているので、結局は1つにまとめるということでしょうか。
- ○西郷委員 それこそほぼ同じ意味なのではないかととれたのですけれども、意味の使い 分けがあるのであれば、教えていただければと思います。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 すみません。日本語の問題で「同 一とみなせる値動きの品目」で意味は通じると思います。
- ○西郷委員 「同一とみなせる」は、「品目」の方にかかる。難しいですね。分かりました。
- ○廣松部会長 表現の工夫は、後ほどしていただくことにします。 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- ○北村委員 確認というか、大体の趣旨は分かったのですけれども、この間も少し言ったのですが、消費者物価指数の基本的な考え方は、ラスパイレスというか、バスケットを固定して、価格が変わっていくので、指数が変わっていくということなので、原則は同じものをずっと追うということなのですけれども、実際には消費者の行動はずっと変わるので、細部のところでは、買っているものが変わってくることはあるのですが、ラスパイレスの原則に従えば、同じものを繰り返し買うという話なので、そこが確保される。上位のものについてのシェアは変わらないという議論だと思うのですけれども、そこの考え方というか、ウエイトは変わらないといっても、もともとの考え方は同じものを買って、物価だけが変わった時に、消費支出がどういうふうに変わっていくかということを見ることによって、指数を計算しましょうという考えです。それとの整合性というか、問題はないですか。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 基本的にはラスパイレスの考え

方で、同じものをとれるだけとっていくということですけれども、代表的なものが変わったりする場合もあるし、商品が切れたりする場合もあります。ですから、その際は銘柄を変えて、そこできちんと品質の調整を我々がかけるようにして、同じものとみなせるように措置をとっていると、御理解いただきたいと思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

確認ですが、別添1に今回の修正案を示していただいたわけですが、小売物価統計調査 として集計するのは、右から2番目の「価格の集計項目」ですね。

- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そうです。
- ○廣松部会長 この欄は、家計調査の調査品目で言うと、上位品目となっているところを 見れば、対応しているということですね。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そうです。
- ○廣松部会長 CPIの集計項目については、括弧の中に入っている品目を見れば分かる形になっているということですね。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そうです。
- ○廣松部会長 当然のことながら、前回の部会で議論になりましたが、「その他のパン」のところで、例えばジャムパンが1万分の1を超えると、その他のパンの中に「(ジャムパン)」が加わると考えればいいのですね。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そうです。
- ○廣松部会長 よろしいですか。

一覧すると、「その他」と付くものがたくさん出てきて、少し冗長という気がしないでもないのですが、今回、調査実施者から家計調査の調査品目やCPIの集計項目と小売物価統計調査の調査品目の対応関係を明示するという形で、修正案を出していただいたということは、進歩ではないかと思います。

もう一つ、先ほどの3ページ、別紙の「2 調査品目の選定基準」ですが、括弧の上のところに「中分類」という言葉があります。ここで言う中分類というのは、CPIの言葉ですか。

- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 CPIの言葉だと考えてください。 すみません。家計調査と同じです。
- ○廣松部会長 ということは、今、ここで言っている上位品目ですか。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 今回、家計調査の品目で示しているのは、上位品目と示していますけれども、2つ上です。小分類があって、中分類があります。今回、上位品目と書いてあるのは、家計調査では品目レベルの話です。
- ○廣松部会長 中分類と言った時に、もう少し分かるように説明を加えていただいた方が、 より分かりやすくなるのではないかと思います。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 CPIの中分類で整理をさせて もらって、CPIの中分類を維持するためと整理をさせていただきたいと思います。

○廣松部会長 その点は、後で、先ほどの ii の②の表現とあわせて、少し修正をお願いしたいと思います。

ほかに御質問、御意見はありませんでしょうか。

今回こういう形で、小売物価統計調査、特に動向編の品目の選定基準が明示されたことは、大変いいことだと思います。これに基づいて、今後、品目の選定等が行われることになると思います。ただ、この選定基準そのものは、今日初めて、こういう形で具体的に出てきたものですから、後ほど御覧いただいて、もし御質問等があれば、お受けしたいと思います。原則として、この選定基準に関しては、望ましい方向だと思います。今後の品目選定に当たっては、この選定基準により、適切に運用されることを期待したいと思います。

それでは、この点に関しまして、特に選定基準案に関しましては、2カ所の表現について指摘がありましたので、そこの修正を頂くこと、さらに後ほどこの選定基準案に関して、もし御質問等があれば、再度受け付けることにした上で、修正案については、原則了解を頂いたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、品目の名称整理の部分に関しては、以上にさせていただきます。

続きまして、(3)構造編の調査品目の表記方法の変更についてです。

これに関しましても、前回、御意見等がありましたので、調査実施者に検討をしていただきました。その後の検討状況について、調査実施者から説明をお願いいたします。

- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、資料1の5ページ目 を御覧いただきいと存じます。
- 「(3)調査計画における調査品目の表記方法の変更」で、構造編におきましては、前回の部会では、総務大臣に一任をいただきたいという御提案をさせていただきました。

しかしながら、今、動向編の品目の表示で、より詳細なものがあった方がよいといった 点も勘案しつつ、部会長からの御指示で、事務局ともきちんと相談をして決めるようにと いうことでしたので、事務局とも相談した結果、結論から言いますと、従来どおり、個別 に調査品目を掲載する方式を継続するという決断をさせていただきました。

前回もお示しさせてもらいましたけれども、構造編における調査品目の選定は、我々も客観的にやっておりますので、今回、その客観的な基準をお示しさせていただいて、きちんと御議論していただきたいということを希望するということと、もう一点、銘柄別調査では、動向編との連携で、「液体調味料」のつゆを動向編に加えた結果、「液体調味料」が重複の状態になっています。それを解消する意味からも、銘柄別調査では「液体調味料」を廃止して、この基準に基づいて、「ルームエアコン」を追加する変更を改めて御議論いただきたいと存じます。

この選定基準ですけれども、前回でも掲載しておりましたが、御説明させていただきます。

まず地域差指数を算出する地域別価格調査ですけれども、動向編で調査をしている品目のうち、以下の選定基準 i ~vi に掲げる全ての基準を満たすものを調査品目にしたいと存じます。

iが、動向編において、通年調査をしている品目ということです。地域別価格を経常的に比較するためには、通年で価格把握が可能である必要があり、特定の季節しか出回らない季節品目については、除かせていただきたいと存じます。

それから、特定地域の天候等によって大きく価格変動が生じない品目として、生鮮もの については、除外をさせていただきたいと存じます。

また、地域差の把握を目的としていることから、消費実態との乖離を生じさせないようにするため、買い回り範囲の小さい品目。具体的には、地元で買っているものを選ばないと、地域差の反映がなかなか難しいということで、こういったものを手厚く取るという措置にさせていただきたいと思います。実際はiiiの説明にあるとおり、我々は、買い回り等を基準とした調査区分を設定しておりますので、その中から選択をしていくという措置をとりたいと考えております。

ivの基準として、消費生活上の重要度が比較的高い品目ということで、これは6ページ目にあります。ウエイトが万分比で5以上のものを目安にしたいと存じます。

vの基準といたしまして、直近の消費者物価地域差指数の算出において、地域間格差があると判断されるものということで、先にviの基準をお話しますと、viで実際に調査ができるもの、別途市町村を設定しますので、調査ができるものという意味です。 i ~ viまでのうち、v は地域間格差があるということで、v を除いて品目を選出して、そのうちvの基準で、地域間格差の変動係数の順に並べて、価格差が大きい順に上から結果をとっていって、地域差指数を安定させるといった設計にしたいと考えております。

続きまして、銘柄別価格調査ですけれども、調査といたしましては、東京都区部だけで 調査をするもので、9品目で、1品目当たり3店舗程度の結果をとってくるものです。

この選定基準につきましては、動向編との連携を密にしたいと考えておりまして、我々の利用も考えて、同一品目の中に基本銘柄、我々は調査する銘柄を基本銘柄と呼んでいます。基本銘柄と同等の売れ筋の銘柄が存在して、それを動向編調査品目の基本銘柄に選定しても、競っている状態のものを選ぶという基準で選出させていただきたいと存じます。

それから、3の店舗形態別価格調査の基準ですけれども、これもi、ii、iii、vの基準を満たすものから、ivの基準の順番に並べて、上からとっていくという措置をとりたいと思います。

i が店舗形態別調査で、動向編において、通年調査をしている品目ですけれども、店舗 形態別価格調査は、各月、2か月ごとに価格取集をしていますので、通年ベースのものを 選択したいと存じます。

天候等によって大きく価格変動が生じない品目ということで、生鮮品目を除外したいと 考えています。 iii、消費生活上の重要度が比較的高いということで、ウェートが万分比で5以上のもので、これは県庁所在地で調査を行いますので、県庁所在地で調査ができるものを選択して、そのうち、店舗間価格差を動向編の結果から確認して、その価格差が大きい順に品目を選んで、上位からとっていくといった基準で対応したいと考えております。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

この論点に関しましては、今の説明にもありましたとおり、構造編の調査計画における 品目の規定について、当初、総務大臣が指定するものとの包括的な規定ぶりになっており ましたが、現行の調査と同様、個別の品目を掲載する方法に戻すということです。

また、従来どおり、調査品目を個別列挙する方法に戻すことに合わせて、銘柄別価格調査において、「液体調味料」を廃止して、「ルームエアコン」を追加するというのが、前回の御指摘に対応する調査実施者側の回答でした。

また、構造編に関する品目の選定基準に関しても、5ページから7ページにかけて、整理していただいております。

今の説明に関しまして、御質問、御意見があれば、御発言いただきたいと思いますが、 いかがでしょうか。

包括的な規定から現行と同じような個別の品目を掲載する、これは動向編に合わせた対応ですので、構造編に関しても、品目の変更等に関して、より具体的に分かるという形に戻すという案に関しては、適当ではないかと判断したいと思いますが、いかがですか。

- ○北村委員 今、地域別価格調査と店舗形態別価格調査の説明がありました。その中で、最初の地域別の方は v で、店舗別は iv だと思うのですけれども、地域間の価格差が大きいものから選ぶという議論があったのですが、前段階で消費行動上重要度の高いものを選ぶということで、担保されていると思います。価格差が大きいということの意味は、どういうふうに判断されているのでしょうか。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 品目ごとに変動係数をとりまして、大きい順ということです。
- 〇北村委員 事実関係は分かるのですけれども、例えば、それは企業が価格支配力を行使 しないで、地域別に価格のばらつきがあってもいいと目されているようなものもあるので すか。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そういうものも入っていると思います。いろんな要素があると思います。
- ○北村委員 地域別に需要と供給の関係が違っていて、価格にばらつきがあるということなので、いろんな要素を含めて、統計的に変動係数などを見て、その時に上位のものを選んでいくということですか。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 はい。
- ○廣松部会長 どうぞ。

○渡辺専門委員 構造編も先ほどお話の動向編も、選定基準が明示されたのは、今回が初めてだと理解しますが、例えば、今のルームエアコンをどうするかという話とは1つ次元が違うわけでして、本当にこの基準でいいのかどうか。今、私も初めて見たので、即答はできないので、もう少し慎重に、動向編も構造編もそれぞれの選定基準が適切かどうかという議論を、多くの方からコメントをもらうなりして、進めるべきなのではないかと思います。1つの品目をどうするというのは、ここで決めるということで、適切だと思いますけれども、基準そのものについては、もう少し慎重な方がいいのではないかと思います。○廣松部会長 御指摘のとおりです。したがいまして、今回こういう形で動向編、構造編に関して、選定基準を明示していただいたわけですので、方向性に関しては、先ほど御了解いただきましたが、選定基準そのものに関しては、少し慎重に議論を進めたいと思います。したがいまして、先ほど動向編のところでも申し上げましたとおり、構造編に関する選定基準に関しても、後ほど御覧いただいて、御質問、御意見等をお寄せいただければ、それに関する審議をする時間をとりたいと考えております。

ほかに御意見等はございませんでしょうか。どうぞ。

○渡辺専門委員 関心があるので、お聞きするだけなのですけれども、例えば携帯電話機は、今、動向編ではiPhone 6 が入っていて、構造編ではAndroidということになっているわけで、それは多分競合銘柄としては、Androidというニュアンスでとられていると認識していますが、その場合、どちらの売れ行きがいいのかというのは、どうやって御判断されるのですか。

- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 会社に電話をかけて、直接伺ったり、業界統計の資料を確認したりして、情報を収集しております。
- ○渡辺専門委員 当然価格以外のものを収集されているということですか。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 基本的にどちらかにするという ことではなくて、両方とるという選択肢も出てくると思います。
- ○渡辺専門委員 分かりました。
- ○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、まず構造編の表記方法の変更に関しては、総務大臣が指定するものという包括的な規定ぶりを修正して、現行の調査と同様、個別の品目を掲載する方法に戻す。これに関しては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございました。

その上で、その方針に基づき、銘柄別価格調査において、「液体調味料」を廃止して、「ルームエアコン」を追加するという措置に関しても、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございました。

先ほど渡辺専門委員からも御指摘いただきましたが、動向編と同じように、構造編の品

目の選定基準に関しましては、先ほど説明を頂きました。その説明を踏まえて、提案された選定基準に関して、後ほど御覧いただいた上で、改めて御意見をいただき、審議する場を設けたいと思います。次回にその審議が行えればと思いますので、委員、専門委員の方々の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

どうぞ。

- ○北村委員 今の宿題の中で、選定基準の議論をするということで、私が質問した大きなものは、上位の方で価格が安定しているようなものを選ぶという話があって、4番目、5番目の辺りに、地域差、価格差があるものが選ばれているので、そこの整合性というか、求めているものは何なのかという話をお聞きしたいと思っています。
- ○廣松部会長 その辺に関して、答えを用意していただければと思います。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 答えを用意しておきます。
- ○廣松部会長 構造編の調査品目の表記方法の変更に関する論点に関しましては、よろしいでしょうか。

総務大臣が指定するという包括的な規定ぶりから、個別の品目を掲載するという方法に 戻ったということで、品目の変更に関して、もちろん選定基準があるわけですけれども、 それを適用することによって、適宜対応できるように、かえって流動的というか、効率的 になったのではないかと思います。その点は評価をしておきたいと思います。

それでは、前回の宿題に関しましては、以上にさせていただきたいと思います。

次に前回の部会でも申し上げましたとおり、6月25日の統計委員会において、西村委員 長及び前田委員から、消費税抜きの指数の作成及び公表、家賃の経年劣化を踏まえた品質 調整について御意見がありました。

そこで、部会として審議すべき変更事項の論点は、まだ幾つか残っているのですが、こ の点について、先に時間を設けたいと思います。

まず事務局から委員会での発言について、御紹介をお願いします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、事務局から統計 委員会での前田委員、西村委員長の御発言について、紹介をいたします。

資料3ということで、委員会の議事概要、抄録をつけておりますので、それにより御紹介したいと思います。

委員会では、まず前田委員から、経験を踏まえた個人の御意見ということで、2点お話がありました。1つは、消費税を除く指数の作成・公表、もう一つは、家賃の品質調整の導入です。

1つ目につきましては、議事概要のポツの2行目に「一つは」とありますとおり、消費税を除く指数の作成・公表です。現状ではユーザーの1つである日本銀行が、試算値として作成し、公表されているところなのですけれども、その利活用を踏まえますと、作成部局である総務省統計局に作成・公表していただくのが、自然ではないかという御認識を示されたところです。

実施に向けては、実務上の問題がいろいろあると思われるところなのですが、日本銀行が試算されているものは、課税・非課税の品目を考慮した上で、課税品目について、税率分を機械的に調整するということで、このような方法であれば、小売物価統計調査の実査上の調査員の御負担もなしに、作成することが可能ではないかということでした。

また、タイミングということなのですけれども、次の消費税率の改定が2017年4月ということで、予定されていることもありまして、今回予定されている消費税率の改定を機に 実現していただければという御意見でした。

以上が、消費税を除く指数の作成・公表についてです。

もう一つは、家賃の品質調整なのですが、我が国におきましては、住宅ストックの老朽 化が進んでいる。こうした環境下において、現時点では、家賃について、時間がたつごと に住宅が劣化するという品質変化を考慮していないということで、その結果として、指数 の下方バイアスが発生しているという御認識を示されました。

CPIの中では、既にパソコンなどで、品質向上分について、品質調整が行われているということなのですが、CPIにおける家賃のインパクトが小さくないこともあって、これに取り組むことが、CPI全体の精度向上に資するのではないかという御意見でした。

ただ、家賃の品質調整につきましては、必要なデータを地域ごとにどう入手して、安定的に作成するかといったことなど、クリアすべき実務上の課題が大きいという御認識もお持ちではあったのですけれども、現時点において、統計局がどのような対応を検討されているかということについて、この機会に示していただければ、また、実現可能性について、部会で議論できればということで、御発言をなさったところです。

以上が前田委員からの御発言なのですが、統計委員会では、これを受けて、西村委員長からもコメントがありました。議事概要上は短くまとめておりますけれども、非常に重要な点だと思っておられるとのことで、実査上の課題は当然あるのですが、できること、できないことを区分しながら、前広に検討していただければという御発言でした。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

続きまして、これらの御意見に関する現段階での取組状況について、調査実施者から説明をお願いいたします。

〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 我々の方も、委員長の御指示も ありまして、報告内容について、資料4として、取りまとめてまいりました。

資料4については、実際に消費税の指数の算出の検討や、家賃の品質調整の研究を担当 している高橋から中身を報告させます。

〇高橋総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計課長補佐 本日は、資料4に基づきまして、委員長及び委員の関心事項に関する調査実施者の取組状況について、御報告をさせていただきたいと思います。

最初に1、消費者物質指数における消費税抜きCPIについての検討状況についてです。

小売物価統計調査では、消費者が実際に支払う価格として、消費税等の間接税等を含む 価格を調査しているところです。また、消費者物価指数におきましては、過去の消費税の 導入及び同税率の改定の際には、同調査で調査した価格に基づきまして、消費税込みの指 数を作成し、公表してきたところです。

去る2014年4月の消費税率改定の際には、日本銀行がCPIの分析用として消費税率改定の直接的な影響を控除した値を試算され、同行の金融経済月報で公表されてきたところと伺っております。参考として、別添1をつけておりますので、御参照いただければと思います。この試算値につきましては、広く一般に利用され、統計局においても公表等で引用させていただいてきたところです。

また、内閣府においても、別途同様に消費税率改定の影響を機械的に除いた試算が行われておりまして、これを政府の月例経済報告等において用いられているところです。

統計局としての今後の対応等についてですが、まず1つ目として、小売物価統計調査に おいて、税抜きの価格を実際に調査することは、調査員に追加的な作業負担が生じる等、 実務上の負担等が大きく、対応が困難であるところです。

これにつきまして、前田委員より、日本銀行で作成しているCPIの消費税を除いた試算値では、課税・非課税の品目を考慮の上、課税品目について税率分を機械的に調整しており、同様の方法を用いれば、統計局での調整作業のみで消費税抜きCPIを作成することが可能であることから、統計局において、これを参考系列として公表するのが有益との御提案、御要望をいただいたところです。

消費税につきましては、次回の改定も予定されていることなどから、前田委員の御提案、 御要望に沿って、上記の対応を実施することとしたいと考えております。

なお、実際に対応を行う際には、幾つかの課題があるものと認識しております。その内容につきましては、別添2に御用意をさせていただいております。本日の御説明につきましては、割愛をさせていただきますが、これらの課題を含め、日本銀行や内閣府を始め広く御意見等を伺いながら、今後、詳細を詰めてまいりたいと考えております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、2の消費者物価指数における家賃の扱いについての検討状況です。

消費者物価指数を作成する上での家賃の扱いにつきましては、経年劣化と品質調整の課題に関し、かねてから研究分析を進めているところです。現在、私どもは、以下について取り組んでいるところです。

- 1つ目は、外国のCPIにおける事例の研究分析です。
- 2つ目は、住宅・土地統計調査の個票データを用いた研究分析です。
- 3つ目は、小売物価統計調査の個票データを用いた研究分析です。
- 4つ目は、民間の賃貸住宅の市場関係者等からのヒアリングの予定です。
- 1つ目の外国のCPIにおける事例の研究分析についてです。外国のCPIにつきましては、 欧米の主要国について、各国の事例の情報収集を行ったところです。詳細な内容につきま

しては、別添3を御用意しておりますので、御参照いただければと思います。本日は時間 の関係もありますので、詳細な御説明は割愛させていただきます。

しかしながら、この情報によりますと、欧州の各国では、家賃の経年劣化の品質調整は 実施されていないということです。一方、米国では1988年から、経年劣化についての品質 調整が行われているということです。統計局といたしましては、今後、米国のCPIにおける 理論及び実務について、研究分析を進めていく予定です。

続きまして、(2)といたしまして、住宅・土地統計調査の個票データを用いた研究分析です。経年劣化の計測と密接に関連する借家住宅の建築年代別家賃価格について、住宅・土地統計調査の個票データを用いた研究分析を行っているところです。その経過報告といたしまして、今年の5月に東京で開催されました、CPIに関する国際グループ会合において発表をさせていただいたところです。この日本語訳につきましては、別添4を御用意させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

なお、この報告におきましては、分析対象を限定した結果についての分析となっております。具体的には、東京都内の新規の契約家賃をデータから取り出しまして、分析をしております。今後、分析対象を拡大いたしまして、具体的には、全国、また継続の契約家賃を含むところまで拡大いたしまして、研究分析を進めていきたいと考えております。

次に(3)の小売物価統計調査の個票データを用いた研究分析です。品質調整につきましては、その方法は調査サンプルに強く依存すると考えられることから、小売物価統計調査の個票データを用いた研究分析が必須と考えているところです。ただし、従来の小売物価統計調査の個票データでは、分析に必要な情報が不足していることから、2013年10月から、小売物価統計調査において、調査する民営借家世帯から収集する情報として、建築時期を追加いたしまして、データの蓄積を進めているところです。今後、蓄積したデータをもとに、品質調整の具体的な適用等について研究分析を行う予定です。

続きまして、(4)の民間の賃貸住宅の市場関係者等からのヒアリングについてです。 経年劣化につきましては、これを家賃の真の物価変動分や新しい住宅の品質向上分と分離 する必要があると見られます。先行事例では、いずれも一定の仮定に基づく推計がされて いると理解しております。統計局といたしましては、我が国のCPIにおいて、このような仮 定に基づく推計が、我が国の家賃の実態を正しく反映しているかどうか、検証することが 必要と考えております。このため、今後、民間の市場関係者等からヒアリングを実施する 等により、我が国の賃貸住宅について、その実情把握を進めていく予定です。

なお、経年劣化の品質調整につきましては、日本銀行の企業向けサービス価格指数の事務所賃貸において、実施されているところと伺っております。また、我が国の借家住宅については、東京大学の渡辺教授を初め、我が国の研究者の方々も研究をされていると伺っております。今後、私どもは、御報告いたしましたような、研究分析をしっかりと進めてまいりまして、十分な理解を深めた上で、このような有識者の方々からも御教示をいただいてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 私から若干補足をさせていただ きたいと存じます。

小売物価統計調査では、継続家賃だけでなく、新規の家賃のサンプルもきちんと入りますので、全体としては、平均的な物価変動が適切に計測されているものと、我々は認識しております。

御指摘の経年劣化や品質調整の課題につきましても、CPIの精度向上のために、しっかりと研究分析を進めていきたいと考えております。

我が国のCPIは、金融政策のほか、各種給付のスライド、幅広い分野で利用がされています。したがって、この時期に経年劣化を取り上げて、CPIの上方修正を開始することが、CPIの利用者の方々に幅広い理解を得られるのか、慎重な吟味が必要だと、我々は考えています。

ちなみに、この問題がパソコンと同じだと言われることもありますけれども、パソコンに関しましては、これまでのCPIと同様、考え方は至ってシンプルに、各製品の性能差と価格差を非常に多くのデータから統計的に評価しているのに対して、経年劣化の考え方は、1つの同じ住居において、時間の経過により、居住者の満足度が低下する程度を評価せよと言われているようにも、見受けられています。この点、経年劣化をダイレクトに扱うことは、シンプルに品質差と価格差を評価していた、これまでの我々のCPIやパソコンとは違う、新たな別の問題も含まれているように考えます。

なお、我が国の少子高齢化については、ストック面からその影響が指摘されていますが、 フローの面から考えれば、需要不足や供給不足を生じさせ、現実の家賃に下落圧力が働い ている可能性も考えられます。この問題の本質とその大きさについては、しっかりと見極 めていきたいと考えております。

また、技術的な問題といたしまして、経年劣化の推計において、新しいものと同じ時点の古いものを、全て古い物件が劣化した分とする仮定が使われることもありますが、ここには、新築のものの設備や技術の品質向上分や、実際の値上げ、値下げで蓄積した分も、築10年のものには含まれていると考えられます。したがって、使われる仮定や推計が、我が国の家賃の実態を正しく反映しているものかどうか、しっかりと検証する必要があると考えておりまして、当局としては、事実関係の十分な検証なしに、経年劣化の調整を導入することは、CPIを過剰調整するおそれがあることを大変危惧しております。

統計局は、CPIの有用性を高め、CPIの精度向上に取り組むことが大切な使命と考えております。経年劣化や品質調整の課題についても、CPIの精度向上のため、極めて重要な課題と認識しております。今後ともこの重要な課題について、まずは研究分析をきちんと進めて、その検証を進めたいと存じます。

皆様には、忌憚のない御意見、御指導をよろしくお願いしたいと存じます。 私からの補足は以上です。 ○廣松部会長 ありがとうございました。

統計委員会におけるご意見に関しまして、統計局における現状の取組を御紹介いただきました。

消費税抜きの指数の作成及び公表と、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整に関しては、 少し質が違うと思いますので、別々に御議論いただければと思います。

まず消費税抜きの指数の作成及び公表についてです。本調査の更なる改善に資するため の提案等も含めまして、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

- ○岩下専門委員 消費税を抜いたCPIをやっと出していただけると受け止めまして、私はユーザーの代表という気持ちでおりますので、やっていただいて、ありがたいという気持ちの感想を言わせていただきます。ありがとうございます。
- ○廣松部会長 ありがとうございました。

資料4では、特に下から2番目の○のところでしょうか、この対応を実施することとしたいと表明をいただいておりますので、その点は、是非御努力いただければと思います。

ただ、時期に関しては、いろいろと考慮しなければいけない点があると思います。先ほど説明がありましたとおり、次期の消費税の税率改定は2017年の予定ですので、その時までに、作成方法等に関しまして、日本銀行等と意見交換をいただきながら、作成・公表を実現していただければと思います。

日本銀行から、参考意見というか、何かご発言がありましたら、お願いできればと思います。

〇肥後日本銀行調査統計局参事役 御対応いただけるということで、本当にありがとうございます。私どもだけではなく、幅広くユーザーにニーズのある指数になろうかと思いますので、是非作成していただければと思っておりますし、私どもも不十分でありながら、過去も現在も試算をしておりますので、作成方法のノウハウ等で、統計局に何か御教示というか、知恵を出せることがあれば、何なりと御協力させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 御教示をお願いいたします。
- ○廣松部会長 ありがとうございました。 どうぞ。

○渡辺専門委員 消費税の話ですけれども、基本的に大変望ましいことだと思いますが、 幾つかお聞きしたいのですが、1つは、過去分というのは、どこまで遡ることができるで しょうか。89年から消費税が導入されているわけですが、そこまで遡ることは可能なので しょうかというのが、お尋ねの1つです。

これは少し難しい話だと思うのですが、消費税を抜いたものというのは、どういう意味 で正当化されるのか、あるいは精度が保たれるのかということについて、簡便法、あるい は事務負担が増えないようにというコンテクストで議論されていることは、重々承知して おりますけれども、それでもどういう意味で消費税が抜けていて、どういう意味では十分 ではないのかということについて、もう少し議論の整理がなされるべきだろうと思います。

私がすぐに考えつく範囲で言いますと、例えばウエイトはどうするのか。1つの考え方としては、一切消費税がない世界、仮想の世界をイメージして、そこでの物価指数を作ると考えることは、1つあり得ると思うのですが、そうであるとすれば、ウエイトもそれにならわなければいけないわけです。さらには本日議論されているような、どの品目をとるのかという時、先ほど万分の幾つという話が何度も出てきましたけれども、そこも消費税を除いたもので考えなければいけないということになるわけです。

もちろんそんなことをやれと言っているわけではありませんが、そんなことをし始めたら、大変な作業になることは見えています。しかし、そうではなくて、簡便法でといった時に、本当にやるべきこととどのぐらいの距離があるのかということは、やはり意識しておくべきだろうと思います。

とりわけ、日本銀行を始めとして、多くの方が消費税抜きの数字を、例えば日本銀行の目標値である2%と比べて、高いのか、低いのかというものを御覧になっているわけでしょうから、そうなると、見ているものの精度が、プラスマイナス0.1ぐらいのぶれがあるものなのか、それとももっとぶれが小さいものなのかという、ぶれがあることは、事務負担を考えれば当然のこととして、しかし、真の値からどういう理由で、どのぐらい乖離している可能性があるのかということについては、公表前にきちんと詰められるべきだろうと思います。

○廣松部会長 大変貴重な御意見をありがとうございます。その点は、先ほどありました とおり、統計局と日本銀行でいろいろ詰めていただいて、作成・公表までに、今、御指摘 のあったような、理論的なバックグラウンドというか、基本的な考え方も詰めていただけ ればと思います。

ほかに御発言ありますでしょうか。

この点に関しましては、今回の諮問の直接の対象になっているわけではありません。かったほど紹介がありましたとおり、作成・公表までには、まだ時間的な余裕というか、期間があるようですので、この点に関して、御意見あるいはアドバイス等がございましたら、今後も是非お寄せいただきたいと思います。

それでは、次に家賃の経年変化を踏まえた品質調整について、調査実施者の説明に対して、御意見をいただきたいと思います。

この点に関しては、先ほど資料3で事務局から前田委員の意見に関する説明があって、 最後に「重要な点であり、前広に検討してほしい」というまとめになっているのですが、 同時にその時、私の記憶では、国際的な視野も入れてという言葉があったような記憶があ ります。

先ほどの税抜きCPIの場合もそうかもしれませんが、特に家賃の経年変化に関する品質調整の問題は、先ほど御紹介いただいたとおり、シティグループのオタワ会合のところ

でも取り上げられたということで、国際的にも大変関心が高い論点のようです。

この点に関しまして、本調査の更なる改善に資するための御提案も含めまして、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

渡辺専門委員、お名前が挙がっているようですが、何かアドバイスをいただければと思います。

- ○渡辺専門委員 最初に1つ質問なのですが、今、小売物価統計調査で、属性に関しては、 先ほど2013年から追加で建築時期をとっていると御説明がありましたけれども、それ以外 の属性というのは、現状どのぐらいとれているのでしょうか。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 まず建築の構造です。それから、大きさ、床面積、鉄筋・木造別、あとは、地点が分かります。調査の地区、そういう属性の情報は持っています。
- ○渡辺専門委員 あとは、私の感想というか、コメントを申し上げさせていただきたいのですが、上田室長からは、これはパソコンとは違うという御説明がありましたけれども、私はパソコンと同じだと思っておりまして、パソコンの新しい商品が出てきた時に、当然品質が違うわけですので、その調整をしよう。総務省は、常に新しい商品について品質調整をしているわけです。幾つかの方法を使い分けながら、なさっているわけですけれども、家賃については、あたかも同じ家を見続けているので、新商品とはなかなか観念しにくいわけですが、実際には1年たてば、違う家になっているわけです。つまり家が古くなることによって、新商品になっていると思えばいいわけですから、そういうふうに考えれば、家賃についても、新商品に伴う品質調整と同じロジックが働くでしょうし、働かせるべきだろうと思います。なので、これまでの新商品について、必ず品質調整をやってきたことを前提に考えると、家賃だけやらないというのは、やはり筋としておかしいのではないかと思います。

もう一つ、今の御説明の中で、もしこれをやった場合、影響が大きいから、すぐには難しい、研究が必要だという御発言がありましたけれども、影響がどうなるかというのは、どうでもいいとは申し上げませんが、正しい計り方で、正しく計るということが大事だろうと思いますので、それがどのようなインパクトを持つのか、あるいは持たないのかということは、置いておいて、取組を進めるべきではないかと思います。

それらのことを前提にして、私自身の考えを少し申し上げますと、オタワグループミーティング、5月の会議の時に、私自身もその会議に出席していて、総務省の方がプレゼンで紹介されているのを聞いていて、こうやって経年劣化分を捉えることが、実際に政府統計でもできるし、そういう御研究をされているということを認識したわけですけれども、そうであれば、なぜあの時の結果をそのまま使うということをされないのか。もちろん小売物価統計調査と住宅・土地統計調査では、サンプルが違うということは、当然そうですけれども、どちらかと言えば、住宅・土地統計調査の方が、より完全といいますか、さまざまな家に関するデータを集めているわけでしょうから、そこで得られた経年劣化分の推

計値を小売物価統計調査の品質調整をする際に用いるというのは、変なことではないと思います。

そう考えれば、既にかなりの部分については、どのぐらいの調整が必要かということは、研究が進んできているわけですので、先ほど住宅・土地統計調査の中の一部のサンプルというお話がありましたけれども、一部なのであれば、全部を使った場合どうなるかということを続けてやればいいのだろうと認識しますので、そういうことを早急に行って、品質調整が小売物価統計調査でもできるようにするべきではないかと思います。これは研究を長い間続ければいいということではなくて、やはり正しくない状況で、今までの原理原則と離れた形で、品質調整がなされていないという状況が放置されているわけですので、このところは、早急に是正をすべきだと思います。

- ○廣松部会長 ありがとうございました。 実施者からどうぞ。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 渡辺先生がおっしゃるとおり、 1年たてば、物が変わるという考え方ももちろんあるというのは、承知しております。い ろんな考え方がある中で、高橋から御報告させていただいたとおり、現在はまだ研究をき ちんと進めていっている段階だと、御理解いただきたいと存じます。

それから、影響が大きいから進めないという意味ではなくて、家賃の調整に当たっては、たくさんの課題があると承知をしております。先ほど言ったとおり、今、我々が出したものについて、もし家賃を調整しようとするなら、新築の建物と現在ある築10年の建物が、全て物価がそうなっているという仮定を立てない限りは、そういう計算ができない。内訳の分解は今できない状態でして、その中で、本当はそういった仮定がいいのかどうかも含めて、きちんと研究を進めて、しっかりしたCPIを出していく必要があると考えておりますので、少し時間をいただきたいというのが、我々の現時点での考え方です。

- ○廣松部会長 ありがとうございました。
- ○渡辺専門委員 今の分解ができないというところを、もう少し御説明いただけますか。
- ○高橋総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計課長補佐 そこはすぐにお答え、御説明するのは難しいと思います。
- ○廣松部会長 それでは、今の御質問に関する回答は、次回、具体的にお示しいただければと思います。

渡辺専門委員、それでよろしいですか。

- ○渡辺専門委員 はい。
- ○廣松部会長 それでは、それ以外にご発言はありますか。岩下専門委員、どうぞ。
- 〇岩下専門委員 総務省の慎重に取り組むという御意向は、説明を聞いて、それなりに理解しているつもりなのですが、今、渡辺先生もおっしゃっていたように、時間軸が余り示されていないので、私もそうなのですけれども、研究は期限を決めないと、なかなか進まないものではないかというのが、統計にかかわって、長くやってきた印象です。なので、

もう少しスケジュール感を出してほしいというのが、今、一生懸命研究をしていきますというところで感じた、第一印象です。

その点では、個人的な見解とはいえ、前田委員から、実際にできるのではないかという話があり、議論してほしいと言われていることを考えると、実際に経年劣化の品質調整を実績としてやっていらっしゃる日本銀行の方の御意見を、もう一度、議論の前提としてお聞きできたらと思います。

○廣松部会長 今、日本銀行のお名前が出たのですが、可能であれば、次回お願いできますか。

〇肥後日本銀行調査統計局参事役 もしお時間をいただけるのであれば、そもそも我々が どのような方法でやらせていただいているかについて、概要を御説明させていただきます。 口頭だけで説明するのは難しいので、もしお許しいただけるのであれば、次回御説明をさ せていただければと思います。

1つだけ意見を言わせていただいてよろしいですか。一見同じサービスであっても、時間がたつとサービスの品質が変わるものの品質調整というのは、パソコンとは違うのではないかというのが、上田室長の御意見でしたが、私は実はそうは思っていなくて、渡辺専門委員と同じような考えで、どちらも同じだと思っています。

日本銀行で企業向けサービス価格指数を作っているのですが、時間とともに、サービスの品質が変わるものというのは、事務所賃貸で、経年劣化の品質調整をしているのですが、ほかにもありまして、例えば広告です。例えばテレビ広告とか、新聞広告につきましても、同じように品質調整をしております。この考え方というのは、時間とともに、テレビを見ている人、視聴率が変わるであるとか、あるいは新聞を購読している方の数が変わるといったことについて、調整をしています。ですから、テレビで同じコマーシャルをずっとやっているわけですけれども、何らかの指標を使って品質調整を毎月しておりまして、事務所賃貸も全く同じ考え方に基づいて品質調整をさせていただいているので、そういう意味では、パソコンとか、物が変わってしまうものと同じだと思って、調整をさせていただいております。

いずれのものにつきましても、品質調整は非常に難しいと思ってはいるのですが、一方で、何もしないことによるバイアスも非常に大きいと思っていまして、ある程度いろんな情報を総合的に勘案しながら、最終的には私どもで判断させていただいています。もちろん利用者の皆様に御意見をいただきながら、品質調整をさせていただいているところですので、ある程度思い切りも必要でありますし、しなかった時のバイアスも考えて、ある程度見切った上で、品質調整をしなければいけないというのが、物価指数、物価統計作成者としての印象です。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。 どうぞ。 ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 家賃に関しましては、もちろん品質調整、経年劣化の問題は、我々はきちんと研究させていただいております。ただ、家賃の調査自体は、一定のサンプルを固定して、それが一方的に古くなるわけではなくて、きちっとエリアサンプリングの中で、新たなものを捉えたり、もしくは取り壊しがあったものは出ていくという、新陳代謝が一定程度起こっていると思っています。全体としては、我が国の平均の家賃の水準を適切に捉えているものと考えております。

- ○廣松部会長 どうぞ。
- ○北村委員 御意見は分かるのですけれども、住宅とパソコンが違うのは、恐らくパソコンはメンテナンスをしないと思うのですが、住宅は、例えばマンションなどであっても、きちんとメンテナンスをするところとしないところで、劣化の度合いが違うとか、多少質の違いみたいなものが、価格に反映されるとか、家賃に反映されることはあり得ると思うので、簡単に全部パソコンと同じだと言ってしまうのは、少し言い過ぎなのかもしれません。

この手の劣化の話を調べるのであれば、本来、同じ住宅を継続的にパネル調査して、どれぐらいの形で品質が落ちるのかということが追えないと、クロスセクションでとったデータで、築年とか、規模とかでコントロールしてやって、ヘドニックに計算してということをやっているにすぎないので、これは総務省がやることなのか、ほかの担当部署がやることなのか分かりませんけれども、住宅の劣化についての研究というのは、同じ品質のものというか、同じ地域の同じ財がどういうふうにリプリシエイトしていくのかという話を、もう少しきちんとやらないといけないのではないかという気はします。

- ○廣松部会長 ありがとうございました。 どうぞ。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 我々も同じ認識でして、渡辺先生のお答えには、別途きちんとお答をしたいと思いますが、新しい物件の品質向上分や現実に時間がたった時の値上げ、値下げが、新築のものと築10年のもので、築10年の方にはたくさん入っているという問題もありますので、きちっと研究をしていかないといけないというのが、我々の認識だと御理解をいただきたいと存じます。
- ○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、先ほど岩下専門委員から御要望がありました、日本銀行の現在のこの問題に関する考え方とか、取組みの概要に関しては、事務局と相談した上で、次回少し時間をとって、御説明いただくようにしたいと思います。

ほかにございますか。どうぞ。

○渡辺専門委員 大事な問題なので、慎重に議論すべきだと思いますが、今、御議論を一通り聞いていて、気になったことなので、次回までにお答えを用意してもらいたい点があります。それは、私も含めて、何人かの方は、そもそも現行が正しくないと考えていて、だから、調整をすべきだと考えている。それに対して、上田室長からの御発言は、現行で

いい、現行がそこそこうまくできているという御趣旨の御発言が何度か繰り返されたかと思うのですけれども、ここのところをきちんとさせないと、その先に進みようがないと思います。なので、現行で正しい、このままでしばらくいっても構わない、その間、研究して、もし必要があればという、その方法が正当化される理由を、先ほどもなぜかということを少し聞いたのですが、お答えがなかったので、その理由を次回まとめてお聞きしたいと思います。

もう一回言いますが、調整の方法とか、今、詳細を議論したいわけではありませんし、 あるいは調整の研究について話をしたいわけではありません。現行のものでいいとおっし やっている論拠を正確に、私たちにも分かるように、次回御説明を頂きたいと思います。 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 承知いたしました。

○廣松部会長 よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

たくさん御意見をいただきました。統計委員会で示された御意見は、消費者物価指数についての重要な論点と認識をしております。

今、説明がありましたとおり、消費税抜きの指数の作成及び公表については、検討を行っていただいていて、ある程度めどが立った段階で、あるいは次回の基準改定時までにその準備をするという説明をいただきましたので、その点、調査実施者にはよろしくお願いしたいと思います。ただ、これは集計事項とも関係することになるかと思いますので、より一層具体的な検討を進めていただければと思います。

一方、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整については、今、たくさん御意見がありました。宿題もありました。その意味で、クリアすべき課題も多いと考えられますので、引き 続き検討を進めていただければと思います。

次回までに、今、渡辺専門委員からありました宿題に関して、回答を用意いただければ と思います。

それから、日本銀行には、岩下専門委員から要望がありましたとおり、次回少し時間を 割いて、御説明をいただければと思います。

なお、本日のこの議論に関しましては、今月23日に開催予定の統計委員会における部会報告の際に、私から報告をいたします。

時間の制約もありますので、以上で、統計委員会の諮問時に示されました御意見への議 論を終えたいと思います。

それでは、今回の変更事項についての審議に戻ります。

資料5として配布されております、審査メモに沿って、引き続き審議を行います。

それでは、資料5の4ページ(4)調査員調査品目の範囲の見直しについて、事前審査の結果の説明を事務局からお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 説明をいたします。

この部分の変更内容は、四角書きの中にありますとおり、調査員調査の品目について、

本省直轄調査が可能になるように、調査計画を変更するものです。

審査結果にありますとおり、今の調査計画というのは、調査系統ごとに、要は調査員調査、県調査、本省調査ということで、それぞれの系統ごとに品目が指定されている状況です。通信販売など、急激なシフトが生じるといった場合も想定されるところなのですが、そういった場合、調査員調査では対応が困難ということで、総務省調査で一括して行った方が効率的と考えられる場合がある。そこで、調査実施が柔軟になるような形で、調査計画の規定を追加するというものです。

これにつきましては、調査の確実性・効率性を高めるということで、おおむね適当と考えておりますけれども、変更が必要になるような状況など、変更の必要性について、再確認する必要があろうかと思っております。

つきましては、以下、論点のところの2点について、調査実施者の方に投げかけをして おります。

1つ目としては、今回の変更を行うに至った背景事情、必要性、効果です。

2つ目としては、具体的に想定される品目があるのかどうか。

以上です。

○廣松部会長 今の事務局からの論点に関しまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 前回提出したものになりますが、 資料6の14ページを御覧いただきたいと存じます。

今回、調査員調査品目を総務大臣の判断で、総務大臣調査品目に引き上げる、かわって 対応することができると、我々が御提案させていただいた背景ですが、近年、例えば携帯 電話におけるスマートフォンが急速に普及した際に、銘柄を通常のフィーチャーフォンか らスマートフォンへ切りかえるタイミングを判断するに当たって、我々としては、スマー トフォンとフィーチャーフォンの情報を同時に得ることが望ましかったわけですけれども、 調査員調査の負担増加になるため、スマートフォンが調査できず、切りかえの判断に苦慮 したということがあります。かわってというよりも、並行してとも読めると思います。

今回のこういった変更を行うことによって、新製品の急速な普及や消費パターンの急速な変化が起こった場合、総務省統計局で調査することが可能になるということで、都道府県並びに調査員の負担を増加させることなく、調査結果の精度向上を図ることができると考えています。

また、今回の変更に該当する品目が、具体的に何なのかということ、これまでに品目の販売手法が変わること等によって、調査員調査で支障のあった事例や、総務省によって価格調査を行った方が、より効果的であったと考えられる事例はあるのかということです。

今回は、調査員調査品目から、総務省調査品目に変更している申請をきちっと出していますので、現時点においては、きちっと変えていますから、具体的に該当する品目は、今のリスト上はありません。

ただし、今後の想定としては、インターネット通販の売上高がどんどん増加しているような状況を考慮すると、今後、販売手法が急速に変化した場合、例えばネット通販が主流になってしまった場合には、調査員調査品目について、その段階で総務省が調査できるように、調査計画を変更したいと考えています。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

この変更は、調査の機動的な運用を可能にするものであると思いますが、ただ今の調査 実施者からの説明に関しまして、質問、御意見があれば、いただきたいと思います。いか がでしょうか。

1 つ心配があるとしたら、こういう形でどんどん直轄調査が増えると、統計局自体の負担が増えることになりますが、それはいかがですか。

- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 もちろんできる範囲でということになります。
- ○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。特に御意見はありませんか。

この点は、先ほど申し上げましたとおり、小売物価統計調査の機動的な運用に資するものであると考えられることから、本部会での結論は適当とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、次の論点に移りまして、論点メモでいきますと、4ページの下段(5)集計 事項(中間年バスケット指数)の見直しです。

この点に関しまして、事前審査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。 〇内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは(5)ということ で、集計事項(中間年バスケット指数)の見直しです。

変更内容といたしましては、中間年バスケット指数を集計事項から削除するというものなのですが、これだけではなくて、セットで、4ページの一番下にありますとおり、連鎖指数にシフトすると書いていますけれども、連鎖指数の集計内容を充実するということで、限られたリソースの有効活用というのでしょうか、シフトというのが、この部分の変更内容になっております。

私どもの審査結果といたしましても、利用者ニーズの高いものへのシフトを意図するということですので、5ページ目にまいりますけれども、やむを得ないと考えております。ただ、利用者ニーズの有無とか、削除の必要性について、いま一度、確認をした方がいいと考えて、3点、論点として投げかけております。

1つ目としては、今回の変更に至った背景事情。

2つ目としては、連鎖指数の集計内容の充実とおっしゃっているのですが、具体的にどういったものなのかということ。

3つ目として、中間年バスケット指数は、利用者ニーズが低下したという御説明だったのですけれども、その判断根拠は何かといったことかと思います。また、中間年バスケット指数に関しては、今、年平均ということなのですが、月次化を行う、中間年バスケット指数自体を変えることで、利用者ニーズが高まることはないのかといった点について、投げかけております。

以上です。

- ○廣松部会長 調査実施者から回答をお願いいたします。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 回答いたします。

もう一度、資料6の15ページを御覧になっていただきたいと存じます。中間年バスケット指数が調査計画上出ていますので、これを廃止するということです。

回答といたしまして、中間年バスケット指数については、現在、利用者ニーズが極めて 少ない状況でして、結果表へのアクセス、インターネットのアクセスが、年間100件未満と いう事実があります。一方、連鎖指数については、月例経済報告や金融経済月報などで、 毎月引用されるなど、政策ニーズも非常に高いという状況です。

また、中間年バスケット指数は、ウエイトを固定することの影響を把握するために、作成したものですけれども、連鎖指数の充実によって、その役割は終わったものと考えております。

このため、限られた資源の中で、連鎖指数の集計内容の充実を図るとともに、利用者ニーズの低下した中間年バスケット指数の廃止を行うことにしたいと存じます。

具体的な連鎖指数の集計の充実ですけれども、月次指数につきまして、これまで生鮮食品を除く総合で連鎖指数を発表しておりましたが、生鮮食品を加えて、総合指数の連鎖指数の公表を開始いたします。

また、品目別の寄与度につきましても、分析のために資する資料として公表を開始いた しまして、利用者が容易に連鎖指数の変動要因を分析できるように、措置をすることとし ております。

それから、中間年バスケット指数の利用者ニーズが低下したと判断した根拠や、月次化したらどうかという御指摘ですけれども、中間年バスケット指数は、我々が調べる範囲では、現在、政策上・研究上の引用が皆無で、結果表へのアクセスも、冒頭申し上げたとおり、100件未満ということから、利用者ニーズが低下していると判断をしました。

また、国際的に見ても、主要国で中間年バスケット指数を経常的に公表している国はありません。

なお、中間年バスケット指数の月次化に関する要望は、これまで受けたことがなく、月次化で利用者ニーズが高まる可能性はないものと考えております。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

ただ今の調査実施者からの回答に関しまして、御質問、御意見があれば、御発言いただ

きたいと思います。いかがでしょうか。

確か私の記憶では、中間年バスケット方式というのは、ボスキンレポートが出てCPIのバイアスが議論された時に、便法の一つとして、中間年バスケット方式が導入されたように覚えています。その後、今、説明にありましたとおり、連鎖指数も作成され、公表されるようになったという経緯があり、その意味で、よりニーズの高い連鎖指数を充実化するためのリソースの最適化という位置付けだろうと理解できると思います。

いかがでしょうか。岩下専門委員はいかがですか。

- ○岩下専門委員 最近、私も使っていないと思ったりしておりますので、それだけ連鎖指数を充実させていただければ、特に回答のところを読んでいて、変動要因を分析できるように作ってくださるのなら、親切と思いましたので、よろしくお願いします。
- ○廣松部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。特に御発言はありませんでしょうか。

それでは、集計事項(中間年バスケット指数)の見直しにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、よりニーズの高い連鎖指数を充実化するためのリソースの最適化の措置であると理解をし、本部会での結論としては、適当とさせていただきたいと思います。

さて、少し中途半端な時間になってしまったのですが、これ以上審議を続けますと、時間をオーバーしてしまいそうですので、本日の審議はここでとさせていただきたいと思います。

本日、御審議いただいた結果を簡単にまとめますと、まず前回の宿題に対する回答という形で、動向編の調査品目の見直しに関して、26年7月の軽微事項として処理したものに関する品目の確認を頂きました。

2つ目として、調査計画における調査品目の名称の変更ですが、いずれも今回の措置に関して、修正案を原則お認めいただきましたが、特に今回、動向編と構造編の2つに関して、選定基準に関する案を明示していただきました。案とは言いつつ、これまで行ってきたことをまとめていただいたものですが、それに則っていることから、個別の変更に関しては、妥当と御判断をいただきました。ただし、選定基準そのものに関しては、もう少し慎重に考えるべきではないかという御意見もありましたので、次回その時間をとりたいと思います。

先ほどいただいたご意見では、動向編の選定基準に関して、表現上の修正が2か所ありましたが、その点も考慮して、次回、改めて案をお示しいただければと思います。

構造編に関しても、個別の対応はOKということでしたが、選択基準に関しては、次回、 改めて御審議いただきたいと思います。

動向編と構造編の2つの選択基準がこういう形で公になりますと、今後の品目の変更に 関して、これらの選定基準に合致しているものに関しては、軽微案件として、適宜対応で きるようにもなり、手続き上も一歩前進したのではないかと考えます。

それから、これは今回の諮問には直接は関係ありませんが、前回の委員会で西村委員長

及び前田委員から御意見がありました、消費税抜きの指数の作成及び公表及び家賃の経年 劣化を踏まえた品質調整に関しても、御意見を伺いました。

消費税抜きの指数の作成及び公表については、調査実施者側から、次回の消費税率の改定、今の予定では2017年の予定ですが、それまでに検討した上で、作成・公表するような形で努力をしたいという発言がありました。

ただ、先ほど回答いただくのを忘れましたが、その時、消費税抜きの指数というのは、 どういう意味を持つのかという、かなり根本的な御指摘がありました。それに関する考え 方、とりあえず現時点での考え方でいいと思いますが、次回、補足という形で調査実施者 から回答いただければと思います。

もう一つ、1989年まで遡及することが可能かということですが、これにはかなりの負担 等が発生するのではないかと考えられますが、その点に関しても、回答をいただければと 思います。

続きまして、家賃の経年劣化に伴う品質調整ですが、これに関しては、調査実施者側からは、いろいろな経年劣化の要因が考えられること、現在までの分析は、幾つかの仮定を設けた上で計算した結果であるので、それらの仮定や結果の吟味も含めて、時間が必要だということでした。

それに関しても、1つは、なるべく早急に実施すべきではないかという御意見がありま した。

あわせて、現行の調整をしていない指数の作成方法が、どういう妥当性を持つのか。単に過去から続けてきたということだけではなくて、妥当性に関しての現時点での考え方に関して、説明がほしいという御要望がありました。

その2点に関して、次回、御回答いただければと思います。

それと、消費税抜きのところに関しましては、日本銀行の御協力を是非お願いしたいということと、家賃の経年劣化に伴う品質調整に関しまして、次回、時間を設けて、日本銀行における考え方や取組みの概略に関して、御説明いただくことにいたしました。

次に、論点メモに戻りまして、調査員調査品目の範囲の見直し、特に調査員調査で行う 調査品目の直轄調査への移行に関しては、調査の機動的な運用に資するものであることか ら、部会としては、適当という御判断を頂きました。

さらに集計事項の見直しに関しましては、中間年バスケット指数のニーズが必ずしも大きくないこと、あるいは見直しとあわせて、連鎖指数の充実化を図るという案でしたので、中間年バスケット指数の見直しに関しましても、結論として、妥当とさせていただきました。

以上、本日の部会における審議のまとめです。

今、申し上げました、宿題となった案件に関しましては、次回の部会において、調査実施者から回答をお願いしたいと思います。

ここで、総務省統計局から追加でコメントがあるとのことですので、コメントをお願い

いたします。

○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 お時間をいただいて恐縮です。 小売物価統計調査の変更につきまして、今、御議論いただいておりますけれども、並行 して、消費者物価指数の基準改定の計画につきまして、パブリックコメントを明日から行 わせていただきます。そのため、明日、報道発表として、従前から研究会の資料はホーム

ページに出しておりますので、そのものをホームページで掲載して、意見募集を開始させ

今回の改定計画では、品目の入れかえに加えまして、若干我々の取組も資料の中で御紹介させていただいております。公表系列の充実に加えまして、指数作成上の我々の取組も記載することとしておりまして、例えば銘柄を常時見直したり、品質調整を適切に行うといった、我々の決意表明もしておりますので、もしよろしければ、ホームページを御参照になっていただければと存じます。

私からは以上です。

- ○廣松部会長 パブリックコメントは、いつまでですか。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 8月21日までです。

ていただく予定としておりますので、御承知おきいただきたいと存じます。

○廣松部会長 最後に皆様方にお願いですが、本日の議論につきまして、後ほどお気づき の点がありましたら、時間が短くて恐縮ですが、来週の7月23日までに、事務局にメール 等で御連絡を頂ければと思います。

特に先ほども申しました、動向編と構造編の選定基準に関しましては、今日初めて御覧いただいたかと思いますので、その点に関しまして、ご質問、ご意見があれば、是非事務局に御連絡をいただきたいと思います。

それでは、次回の部会の日程等について、事務局から連絡をお願いいたします。

〇川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会は、8月13日木曜日の13時から、本日と同じ新宿区若松町の総務省第2庁舎6階特別会議室において、開催することを予定しております。

先ほど部会長からお願いのありました、お気づきの点や、次回の部会において必要な資料等がありましたら、準備の都合もありますので、来週の7月23日木曜日までに、メール等適宜の方法により、事務局まで御連絡をお願いいたします。

なお、前回と今回の部会の審議の模様につきましては、来週7月23日木曜日開催予定の 統計委員会において、廣松部会長から御報告いただくこととしております。

最後に、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても、審議資料として 利用いたしますので、忘れずにお持ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、委員、専門委員におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、席上に置いていただければ、事務局において保管の上、次回部会において、席上にお配りさせていただきます。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 それでは、本日の部会はこれで終了させていただきます。熱心な御議論を どうもありがとうございました。